

I 第1号議案 令和2年度事業報告

総括

主催行事については「次代を担う“人づくり”」を目標に長年続けた行事を充実させながら継続する予定であったが、新型コロナウイルス感染が収まらない状況の中、安全面の確保が困難なため多くの事業は中止した。

1 理事会・評議員会について

(1) 理事会（3回）

日付	回次	概要
5月29日	第1回	令和元年度事業報告及び収支決算、役員（理事）の選任、定時評議会の開催が提案され書面にて承認された。
6月25日	第2回	専務理事の変更が提案され書面にて承認された。
1月20日	第3回	令和2年度4月から12月の事業報告、令和3年度の事業計画、予算が書面にて承認された。

(2) 評議員会（1回）

日付	回次	概要
6月17日	第1回	定時評議員会。平成元年度事業報告及び収支決算、役員（理事）の選任が提案され書面にて承認された。

2 奨学金給付事業

府中町梓学生の応募を各中学校長に推薦を依頼し候補者を選出、1名の応募者があり、審査会で承認した。一般学生募集要項を西部地域の高校に郵送し応募者を募ったが、今年度の申し込みはなかった。

よって、今年度は7名（継続3名、新規1名）の高校生と継続の大学生3名に給付した。

3 青少年のスポーツ振興事業

『第32回アジアジュニアカップ広島2021』

学校法人松本学園のサッカーグラウンドを使用し、令和3年1月9日、10日で開催予定であったが、コロナ禍の影響で海外チーム・県外チームの移動の規制等があり、また参加者の安全面を考慮し開催を断念した。

4 青少年の国際交流事業

1) 『第 51 回広島日韓青少年交流事業 2020』

7 月 22 日から 7 月 27 日に来日、7 月 29 日から 8 月 3 日に訪韓の予定で計画してたがコロナ禍の影響で中止した。

2) 指導者交流：韓国 UNESCO 江原道協会との交流

韓国 UNESCO 江原道協会の 50 周年記念式展に出席予定であったが、コロナ禍の影響で参加できず、祝辞のみを理事長名で送付した。

5 地域貢献事業

1) 就学前園児指導

サッカーグラウンド使用できないため中止した。

2) ジュニア指導（小学生U12）

サッカーグラウンド使用できないため中止した。

6 『少年の主張・中学生話し方大会 2020』の後援（9 月 5 日）

（公社）青少年育成広島県民会議主催の「少年の主張」中学話し方大会 2020 を後援。広島県県下 1,089 編の応募作品の中から選ばれた 15 名が話し方大会にて発表。大会の優秀者に対し副賞として『広島日韓少年交流事業 2021』広島青少年韓国訪問団員として決定した。

7 その他

広島青少年文化センターの敷地・建屋の譲渡

令和 2 年 3 月 31 日に学校法人松本学園と売買契約の後、4 月 15 日に無事に決済・引き渡しを完了した。

Ⅱ. 第2号議案 令和2年度決算報告

1 収入の部

1) 受取寄付金 (75 件)	2,615,200 円
2) 雑収益 (消費税還付金等)	1,429,291 円

経常収益合計 4,044,491 円

2 支出の部

1) 事業費	16,344,298 円
① 奨学金	1,425,000 円
高校生 4名 (15,000 円×11 ヶ月×1名 15,000 円×12 ヶ月×3名)、	
大学生 3名 (20,000 円×12 ヶ月×3名)	
② 施設譲渡に係る費用 (仲介手数料、印紙代等)	12,400,410 円
③ 短期借入利息等	1,196,238 円
④ 下水道事業収益負担金	695,200 円
⑤ その他	627,450 円
2) 管理費	7,270,183 円
① 耐震調査・土地測量等	4,453,560 円
② 電話機リース解約金	1,175,040 円
③ 石碑・銅像移設費	677,600 円
④ その他	963,983 円

経常費用合計 23,614,481 円

添付 : 令和2年度計算書類 (資料1) 及び監査報告書 (資料2)

Ⅲ 第3号議案 役員の選任

理事・監事の任期終了につき改選を行う。

令和3・4年度の理事、令和3・4・5・6年度の監事の候補者は下記の通り。

1. 理事

氏名	役職
筒井 幹治	(株) シンコー 代表取締役社長
大方 幸一郎	(株) 大方工業所 代表取締役
河野 平	Global Community Hiroshima 代表
蔵田 和樹	田中電機工業(株) 代表取締役社長
武井 康年	広島総合法律会計事務所 弁護士
樽谷 和子	一般財団法人広島陸上競技協会 監事
松田 一宏	(株) 広島東洋カープ 代表取締役常務・オーナー代行
山出 久男	(株) サンフレッチェ広島 アカデミー部長
山本 茂樹	(株) 大進本店 代表取締役社長
梶山 隆生	(株) シンコー 常務取締役経営管理本部長
筒井 雄三	(株) シンコー 取締役カスタマーサービス本部長

2. 監事

氏名	役職
蔵田 修	広島総合法律会計事務所 公認会計士
兼田 忠典	公益財団法人広島青少年文化センター 元センター長

Ⅳ 第4号議案 評議員の候補者

評議員の高杉良知氏より、一身上の都合により評議員を辞退したい旨の連絡があり辞任届が提出されました。高杉理事の後任として府中町教育委員会 教育長の新田憲章氏を候補者とし、任期は次回改選時期の令和4年6月までとする。

貸 借 対 照 表

令和 3年 3月 31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	62,840,317	15,687,883	47,152,434
未収金	0	505,285	▲ 505,285
前払費用	0	245,294	▲ 245,294
仮払金	0	5,000,000	▲ 5,000,000
未収消費税等	1,334,764	2,858,078	▲ 1,523,314
流動資産合計	64,175,081	24,296,540	39,878,541
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	0	100,000,000	▲ 100,000,000
基本財産合計	0	100,000,000	▲ 100,000,000
(2)その他固定資産			
建物	0	160,764,616	▲ 160,764,616
建物附属設備	0	38,582,480	▲ 38,582,480
構築物	0	42,704,481	▲ 42,704,481
車両運搬具	0	371,457	▲ 371,457
什器備品	0	332,974	▲ 332,974
電話加入権	0	141,467	▲ 141,467
差入保証金	0	7,650	▲ 7,650
その他固定資産合計	0	242,905,125	▲ 242,905,125
固定資産合計	0	342,905,125	▲ 342,905,125
資産合計	64,175,081	367,201,665	▲ 303,026,584
II. 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	0	340,000,000	▲ 340,000,000
未払金	5,069	346,612	▲ 341,543
未払法人税等	0	71,000	▲ 71,000
未払消費税等	0	0	0
預り金	0	138,926	▲ 138,926
流動負債合計	5,069	340,556,538	▲ 340,551,469
負債合計	5,069	340,556,538	▲ 340,551,469
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	51,397,490	51,397,490	0
指定正味財産合計	51,397,490	51,397,490	0
(うち基本財産への充当額)	(51,397,490)	(51,397,490)	(0)
2. 一般正味財産	12,772,522	▲ 24,752,363	37,524,885
一般正味財産合計	12,772,522	▲ 24,752,363	37,524,885
(うち基本財産への充当額)	(12,772,522)	(▲ 24,752,363)	(37,524,885)
正味財産合計	64,170,012	26,645,127	37,524,885
負債及び正味財産合計	64,175,081	367,201,665	▲ 303,026,584

監 査 報 告 書

令和3年5月6日

公益財団法人広島青少年文化センター

理事長 筒 井 幹 治 殿

公益財団法人 広島青少年文化センター

監 事 桑 田 忠 典 

監 事 藏 田 修 

監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、

次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関連する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上